



池相談発第19号
令和4年8月2日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

池田市長 瀧澤 智子



要望書に対する回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申しあげます。
令和4年6月30日付けの要望書につきまして下記のとおり回答させていただきます。

【要望内容】

1. 職員問題

①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

多様化する行政需要に対応するために必要な職員数を確保するよう採用活動を行っているところです。

回答:総務部 人事課

②大阪社保協調査によると大阪府各市長村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

管理職登用に当たっては、従前から性別にかかわらず、部下に権限を委譲しながら、責任を負うことができる人材を積極的に登用しているところです。

今後も、職員が幅広い職務経験を積めるような人事配置や、能力向上に資する研修の実施等により、管理職登用の候補となる職員を増やすよう努めてまいります。

回答:総務部 人事課

2.コロナ対応及び物価高対策

①コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

緊急時には、宿直を通じて対応しています。

回答:福祉部 生活福祉課

休日急病診療所において日曜・祝日に発熱外来を実施し、新型コロナ感染症疑いの患者等に対して、診察・検査に努めているところです。

回答:子ども健康部 休日急病診療所

休日のDVに対する一時保護など対応は警察機関において受け付けており、連携して対応しているところです。

回答:市民活力部 人権・文化国際課

②各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

国や大阪府による様々な支援策が展開され、また、追加の支援策についても検討が進められている現状を踏まえ、引き続き国や大阪府の各種支援の動向を注視し、より効果的な支援策について検討してまいります。

回答:総合政策部 SDGs政策企画課

③生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

上下水道料金は事業の維持管理、老朽化する施設の更新や耐震化を行うものとして設定しております。

回答:上下水道部 経営企画課

3.子ども・シングルマザー・貧困対策関係

①子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

子供に関する部署はもちろんのこと、コロナ禍により困窮している世帯を把握できる様、多機関と連携し、積極的に対応しています。

回答:福祉部 生活福祉課

②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

子ども医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府と府内市町村が共同で運営しているため、市独自に助成内容を変更することは困難な状況にあります。

また、入院時食事療養費への助成は、子ども医療の対象年齢拡充の際に財源確保の一部として活用するために在宅医療との公平性の観点から廃止しており、無料化は難しい状況にあります。

回答:福祉部 保険医療課

③各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようすること。

池田市立3R推進センターにて、令和2年10月から、食品の寄付を募り、市内の子ども食堂などへ寄付するフードドライブを実施しています。

また、令和3年1月には、「いけだフードドライブ・ネットワーク」を立ち上げ、寄付食品が届いた時点で登録団体へ情報をメールで一斉配信し、注文があれば食品を引き取ってもらう仕組みを作ることで、食品の循環を促進しているところです。

今後も継続して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

回答:市民活力部 環境政策課

本市では、子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として「こども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助する制度を創設し、こども食堂の取り組みの支援に努めています。

回答:こども・健康部 子ども・若者政策課

池田市社会福祉協議会が実施しているフードドライブ、フードパントリー事業について、周知を行っているところです。

回答:福祉部 高齢・福祉総務課

④小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

保育所・こども園・幼稚園などでは、各施設の調理計画等の事情もあり、最終の判断は各施設に委ねているところですが、保護者の負担が過度に大きくならないよう配慮をお願いしているところです。

回答:子ども・健康部 幼児保育課

小・中学校の給食の自校方式化は、令和2年度に新学校給食センターを建設したことから、実施は困難と考えています。

また、小・中学校の給食費無償化は、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、7月以降無償化を行なっています。来年度以降については、多額の財源が必要なため、十分に検討が必要であると考えています。

次に、休校中・長期休業期間中の給食については、少人数の給食の提供は、提供方法や給食費の関係で実施は困難であると考えています。

また、幼稚園給食の副食費無償化は、国制度に基づき一部実施しているが、対象外の園児については、小・中学校と同様、多額の財源が必要なため、十分に検討が必要であると考えています。

回答:教育委員会事務局 学校給食センター

⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

国のマニュアルに沿って適正に対応できるよう今後とも努めてまいります。また、聞き取りを行う上では、国の通知に従い必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう注意し、人権を侵害することがないよう配慮しております。

回答:子ども・健康部 子育て支援課

⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るために全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校園内での歯磨きを自粛するケースがみられる中、子どもたちの口腔状態の把握の重要性は認識しているところです。

学校園における歯科検診の受検率向上と、学校園医による口腔状態の検査をもって、口腔崩壊状態である子どもの定期的な通院につなげてまいります。

回答:教育委員会事務局 学務課

⑦「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

ヤングケアラーについては、子育て、福祉、教育の関係部課が情報収集、共有を行っている状況です。今後、実態把握、相談体制の整備等について検討を進めてまいります。

回答:福祉部 高齢・福祉総務課

⑧子どもたちが進学をあきらめずに行くように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

池田市独自の給付型奨学金は、くすのき奨学金のみとなっており、毎年、募集要項を作成し、4月に募集しているところです。

給付型奨学金制度の充実あるいは貸与型の制度を新設するのか、財政状況も踏まえたうえで、実施の有無については、十分検討が必要であるものと考えております。

回答:教育委員会事務局 学務課

4.医療・公衆衛生

①コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

地域医療構想は、将来人口推計をもとにして、2025年に必要となる病床数を医療機能ごとに推計し、病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制の構築をめざすための取り組みです。

国は、「コロナ禍」の状況を踏まえ、感染症対策は有事に機動的かつ効率的な対応が必要なことから、次期医療計画において「新興感染症等の感染拡大時における医療」を具体的に記載するとしています。

今後の検討過程を注視し、適宜、関係団体を通じて意見を伝えてまいります。

回答:市立池田病院事務局 経営企画課

高齢者施設等における新型コロナウイルスのクラスター発生防止と感染拡大の最小化、各サービスの安定的な提供を確保するため、大阪府では高齢者施設等「スマホ検査センター」を設置し、府内すべての福祉施設等の職員と各施設入所者等で、少しでも症状のある方を対象に無料検査を実施しています。

また、大阪府では感染不安を感じている無症状の方を対象にした無料検査も府内各所で実施しているところです。

回答:子ども・健康部 健康増進課

②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランク(慶應大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

大阪府に対して、引き続き保健所機能の強化に努めるよう求めるとともに、同時に必要な人員予算の拡充等についても要望してまいります。

回答:子ども・健康部 健康増進課

5.国民健康保険

①コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。子どもの均等割は無料とすること。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられ、主たる生計維持者の収入が減少した場合などにつきましては、国民健康保険料の減免の申請が可能となっております。

また、2022(令和4)年度からは、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児にかかる均等割額の2分の1を減額しておりますが、子どもの均等割額の軽減の拡充については、市長会等を通じて引き続き、国や府に要望してまいります。

回答:福祉部 国保年金課

②多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

大阪府における国民健康保険は、2018(平成30)年4月に都道府県化され、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、府内市町村すべてが統一保険料とすることが決められており、今後も同方針に沿って適切に決定・運営してまいります。

一方で、国民健康保険はその性質上、被保険者の平均所得水準が低くなるなか、年齢構成が高いため医療費水準が高く保険料の負担が大きくなるという構造上の問題を抱えているということも認識しており、抜本的な財政支援を講じられるよう市長会等を通じて引き続き、国や府に要望してまいります。

回答:福祉部 国保年金課

③国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

傷病手当金につきましては、昨年度に引き続き、厚労省事務連絡に基づき支給を行っております。今後も国や府の示す基準に基づき、適切に対応してまいります。

国民健康保険料額の決定及び保険料の減免等につきましては、大阪府の統一基準に沿って適切に処理しております。

制度の拡大拡充等につきましては、市長会等を通じて引き続き、国や府に要望してまいります。

各制度の周知につきましては、納付額通知書に同封するチラシに記載のほか市の広報誌やホームページでもお知らせしております。

また、各申請につきましても、市ホームページに申請書をアップしており、郵送での書類請求・申請等も受付けております。

回答:福祉部 国保年金課

6.特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

特定健診の受診率向上につきましては、疾患の早期発見・早期治療につながるとの認識のもと、引き続き、様々な機会をとらえ受診勧奨を行ってまいります。

がん検診については、受診率の向上をめざし、負担金の軽減を図るとともに、特定健診の受診券送付時に検診のチラシを同封したり、個別はがきを郵送したりするなど、受診勧奨に努めており、一定の増加が見られています。

引き続き、国が示す受診率向上の方策に従い、可能のことから取り組み、がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の受診率向上を図ってまいります。

回答:子ども・健康部 健康増進課

②歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

本市では令和元年度、歯や口腔における保健計画を含めた「第2次池田市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民の歯や口腔の健康の向上に努めているところです。

成人期の歯科検診は、20歳以上の市民を対象に一部負担金をいただき実施しております。また、市民税非課税世帯や生活保護世帯、身体障害者手帳などの交付を受けている方などについては、一部負担金免除制度あり、後期高齢者医療該当者は無料で受診できます。なお、通院困難な在宅寝たきり高齢者の方には、訪問歯科健康診査事業を無料で実施しており、妊婦についても令和4年度から無料にしたところです。今後も口腔疾患の早期予防、早期発見に努めてまいります。

回答:子ども・健康部 健康増進課

7.介護保険・高齢者施策

①高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

介護保険料については、第8期計画期間中における高齢者人口や給付費等の伸びを勘案し、介護保険事業計画策定委員会において審議していただき算定しています。算定にあたっては、介護給付費準備基金を全額取り崩すこととしています。

介護保険制度は、社会全体で支える制度となっています。保険料の軽減については、これまでどおり介護保険法、条例、要綱に基づいて実施していきます。減免の条件に該当する方につきましては、適宜対応していきます。

保険料の低所得者対策については、今後も国へ要望をしていきます。

回答:福祉部 介護保険課

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

介護保険制度は、社会全体で支える制度となっており、被保険者の所得に応じて負担していただぐものとなっています。

回答:福祉部 介護保険課

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

介護保険制度は応能負担が原則であり、低所得者の方についても最低限の負担をお願いしているところです。また、介護保険財政の今後の見通しについては、大変厳しい状況であること、在宅で過ごされる方との公平性の観点から、補足給付の見直しが行われており、これは介護保険財政の維持・安定性に寄与するものと考えています。

回答:福祉部 介護保険課

④総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

本市では、「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」について、ケアプラン上で必要とされているにもかかわらず、サービスの利用を制限することは行っていないため、すべての要支援認定者が利用することが可能です。

また、要介護(要支援)認定についても制限は行っていませんので、希望すればいつでも認定申請することができます。

回答:福祉部 介護保険課

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

訪問介護員等が提供する訪問介護従前相当サービスに関する単位及び単価の変更は行っておりません。

回答:福祉部 介護保険課

⑤居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について
イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や
「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

検証結果を通知する際、「自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的として検証を行っています。意見や助言は、作成担当の介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すものであり、サービスの利用制限やプランの否定を行うものではありませんので、ケアマネジメントを行う際のツールの1つとしてご活用ください。」と記載しています。

回答:福祉部 地域支援課

口、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

ケアマネジャーが、高齢者の自立支援・介護予防及び生活の質の向上に資するケアマネジメントとそれに基づく介護の提供を目指すための助言を受ける機会として位置づけています。

回答:福祉部 地域支援課

⑥保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込みず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

保険者機能強化推進交付金については、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金であり、これにより地域課題への意識が高まり、地域の特性に応じた施策を実施することができるものです。

本市においても、本交付金を活用し、介護予防に資する事業を進めているところです。

回答:福祉部 介護保険課

回答:福祉部 地域支援課

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的な施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

本市では、これまで、高齢者の熱中症予防対策として、高齢者宅の訪問時や高齢者を対象としたイベント時において、熱中症予防の啓発を地域包括支援センター、民生委員、民間企業などと連携し実施しております。

また、猛暑や新型コロナウイルス感染拡大により在宅時間が多くなつたことから電気料金の負担軽減を目的に、電気料金支援給付金を支給しました。

また、生活保護受給開始時にエアコンが無い場合は、設置費用を拠出しております。

一方で、厳しい財政状況の中、恒常的な電気料金に対する補助やエアコンの導入費用の補助については困難であると考えます。

回答:福祉部 高齢・福祉総務課

⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備については、人口動態や認定率の推計及び入居待機者数、国の施策などを反映した第8期介護保険事業計画における施設整備目標を策定し、整備を行っています。

回答:福祉部 地域支援課

回答:福祉部 介護保険課

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に待遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる待遇改善制度を求める。

待遇改善加算の賃金等への反映について、介護事業所等へ周知啓発を図るとともに大阪府や北摂地域での介護人材への取り組みを通じて、介護人材不足の解消に努めます。

回答:福祉部 地域支援課

回答:福祉部 介護保険課

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する支援は、まずは、国において制度の創設が望ましいと考え、現時点で、本市独自の助成制度の創設は考えておりません。

国に対しては、引き続き助成制度の創設について、要望してまいります。

回答:福祉部 高齢福祉・総務課

8.障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

障害者総合支援法第7条は「他の法令による給付等との調整」に基づき介護保険サービス利用が優先となっています。

なお、介護保険法第27条第8項の規定通り、法的論拠に基づき、自立支援給付の運用を行ってまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあるても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

障がい者ご本人の意向で、介護保険へ申請を行わない場合でも、現在利用中の障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)することなく、継続して障害福祉サービスの利用を可能としています。関係職員につきましても周知徹底しています。

なお、申請手続きの依頼につきましては継続してまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

2007年通知、2015年通知、事務処理要領(令和4年4月)に明記されている介護給付費等の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係については上記、通知・事務処理要領に基づき運用を行ってまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

介護保険に移行した一部の障がい者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けていません。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

障害福祉サービスの利用についてのHP及び「福祉のてびき」の記述につきましては今後検討してまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

現行通りの基準を適用するよう国に求めてまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

新国庫負担基準を創設するよう国に求めてまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防と生活支援のサービスが中心となります。生活支援は、介護事業所の専門的支援だけでなく、住民の活動や民間サービスの力も借りることを想定した支援ですが、対象者の特性への理解は必要不可欠であると考えております。今後もサービス提供体制の充実を図ってまいります。

回答:福祉部 介護保険課

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

現在、障害福祉サービスの利用につきましては、市町村民税非課税世帯の利用負担額は月額0円です。

回答:福祉部 障がい福祉課

介護サービス利用につきましては、保険者個々の減免によらず、国の責任において、国庫負担による恒久的な措置が必要と考えています。

今後も引き続き府・市長会を通じて、国へ要望していきたいと考えています。

回答:福祉部 介護保険課

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

重度障がい者医療費助成制度については、大阪府と府内市町村が共同して運営している事業であるため、本市が独自に対象者拡充や新たな制度の創設を行うことは困難な状況にありますが、大阪府市長会を通して対象者拡充の要望を毎年行っています。

回答:福祉部 保険医療課

9.生活保護

①コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

社会福祉協議会の緊急小口資金・離職者支援資金など、コロナ禍における特例貸付の制度があり、条件の緩和、対象者の拡大、期間の延長もしています。生活困窮者に対して、生活保護以外の制度が従来よりも手厚くなつたことにより、生活保護の申請数、決定数が急増していないものと認識しています。

扶養照会については、個々の事情に配慮した対応を従前より心がけており、扶養義務履行が期待できない者と判断された場合は照会を行っていません。

今後も実態に沿った運用を行っていきたいと考えております。

明確に申請の意思を表明した場合は、申請を受理しています。

回答:福祉部 生活福祉課

②札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと

【札幌市生活保護ポスター】

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

生活保護受給者および受給者以外の市民の意思も配慮しながら、対応していきます。

回答:福祉部 生活福祉課

③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

令和4年5月末現在、667世帯に対し、正規職員7人、任期付短時間職員3人、全員社会福祉主事任用資格者のケースワーカー10人体制で業務をおこなっています。ケースワーカー1人当り、標準数以下の67世帯で、国の基準を大きく下回った人員配置となっております。

また、ケースワーカーの教育、資質向上のため、全国研修をはじめとした各種研修会に積極的に参加し、年々変化する社会情勢などに対応できるよう努めています。

さらに、ケースワーカーは、基本的に地区ごとに担当が分かれていますが、要保護者によっては、女性ケースワーカーを希望する方もいらっしゃるため、担当変更や家庭訪問に同席するなどで対応しております。

今後も、申請者に対して、適切な対応を心掛けてまいります。

回答:福祉部 生活福祉課

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

ケースワーカーは基本的に地区ごとに担当が分かれていますが、要保護者によっては、女性ケースワーカーを希望する方もいるため、担当変更や面談、家庭訪問に同席するなどで対応しています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているもの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子と、また相談時において「生活保護のしおり」を作成しております。

窓口、相談時においてそれぞれを活用し、わかりやすい説明に努めているところです。

回答:福祉部 生活福祉課

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉院時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のこととを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

休日、夜間の急病時の受診については、医療機関の協力の下、後日医療券発行で対応できています。

健康増進課の健診のお知らせを当課から送付することで、受給者に周知や受診の勧めを行っています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

面接官等としての警察官OBの配置は考えておりません。
各ケースワーカーが、訪問調査などを行い、受給者の生活について把握に努めています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

生活保護受給者や低所得世帯の生活状況も考慮しながら、大阪府を通じて、国に対して要望していきます。

回答:福祉部 生活福祉課

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

生活保護受給者の意思や生活状況等を考慮した上で、経過措置を認めたり、転居を検討したり、個々に応じた対応を行っております。

回答:福祉部 生活福祉課

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

ジェネリック医薬品の原則使用化に際しては、制度趣旨に理解を求めるための説明や、後発医薬品の説明などを記したパンフレットを各世帯に送付しています。

その中で、先発医薬品の利用を完全に排除しているわけではなく、必要に応じて先発医薬品の利用も認めております。

今後も、適正な医療扶助支出に努めてまいります。

回答:福祉部 生活福祉課

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

高等学校就学時に、世帯分離についての制度説明、また、高等学校卒業後に活用する経費のため、就学中のアルバイト収入を収入認定せず、貯蓄を認めたり、世帯分離後の進学準備給付金の説明を行い、世帯分離後の世帯の安定を図っております。

回答:福祉部 生活福祉課